

# JASTPRO 499

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会  
広報誌

2020年11月

## 目次

- 記事1. RCEP原産地規則・手続に関する協定条文の概要（前編） …1  
業務二部長 今川 博
- 記事2. 第35回UNCEFACT Forum旅行観光部会活動報告 …11  
NPO法人観光情報流通機構（JTREC） 専務理事 鈴木耀夫
- 記事3. 連載『JASTPRO調査研究・非特惠原産地規則』 …17  
業務二部長 今川 博
- 記事4. 国連CEFACTからのお知らせ …51

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

当協会ホームページで電子版をご覧ください。

<https://www.jastpro.org/index.html>

電子版掲載は、Twitter (@\_jastpro) でご案内しています。

ホームページ更新、刊行物のご案内、講演会開催のお知らせなども発信しております。フォローいただければ幸いです。

パソコンからもご覧ください。 [https://twitter.com/\\_jastpro](https://twitter.com/_jastpro)

メールにて掲載通知をご希望の方は、次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせください。

- ✓ ご所属組織名称
- ✓ 所属されている部署
- ✓ お名前
- ✓ ご連絡先電話番号
- ✓ 送達ご希望メールアドレス

【ご連絡窓口】

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 業務部

E-mailアドレス [gyomu\\_dept@jastpro.or.jp](mailto:gyomu_dept@jastpro.or.jp)

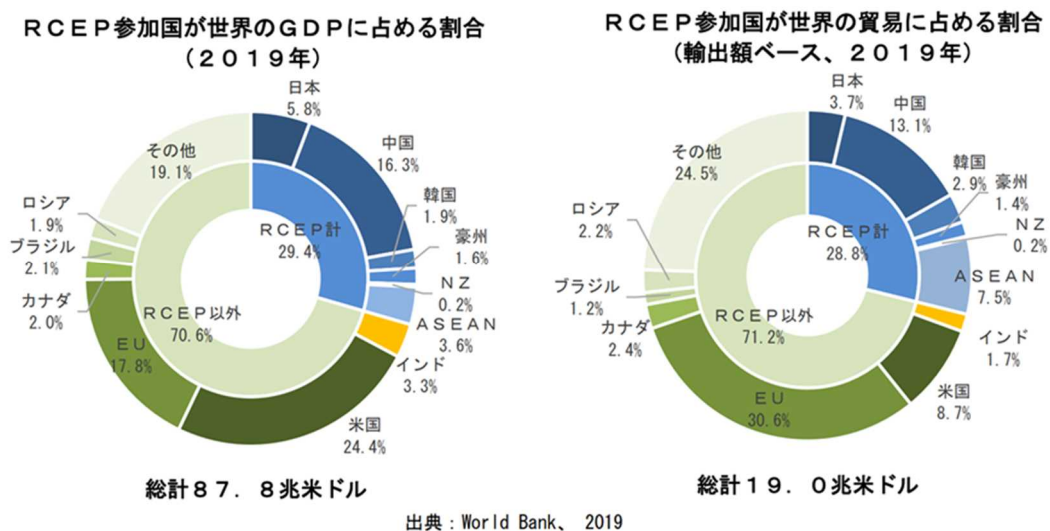
## 記事 1. RCEP 原産地規則・手続に関する協定条文の概要（前編）

業務二部長 今川 博

はじめに

2020年11月15日、中国、韓国、豪州、NZ、アセアン10カ国に我が国を加えた15カ国から構成されるメガEPAとなるRCEPが、8年越しの交渉の末につき署名されるに至った。署名は協定の発効に向けた第一歩で、今後、アセアンの6構成国と非アセアンの3構成国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者（アセアン事務局長）に寄託した日の後60日で発効することとなる（第20.6条1：効力発生）。我が国においては、来年の通常国会での批准が予想され、国内実施のための諸法令の改正法案も同時に提出されることとなろう。我が国での実施実務の詳細は協定実施関連法令の内容についての関係当局による説明資料の公開を待たねばならないが、我が国の産業界が待ち望んでいた中国を含むEPAのテキストが公開されたことから、協定署名の段階で書ける協定条文の解釈ではあるが、今回と次回の2回に分けて、前編を原産地規則部分、後編を原産地手続部分について簡単な解説を試みたい。また、本稿は筆者の個人的な解釈を記したものであるもので、JASTPRO 他の関係する団体・機関の公式見解ではないことをあらかじめ申し述べる。

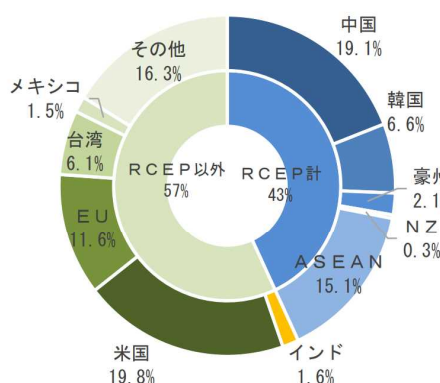
RCEP は、その規模において世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域のEPAとなる<sup>1</sup>。



（出典：外務省、財務省、農林水産省、経済産業省資料から引用）

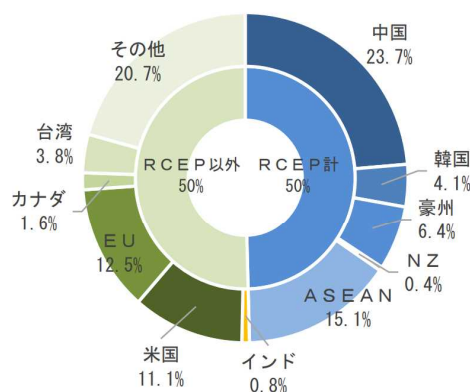
1 人口は、22.7 億人（2019 年）で世界全体の約 3 割。GDP は、25.8 兆米ドル（2019 年）で世界全体の約 3 割。貿易総額（輸出）は、5.5 兆米ドル（2019 年）で世界全体の約 3 割となる（外務省・財務省・農林水産省・経済産業省作成「RCEP 協定に関するファクトシート」[\[https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf\]](https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf) から引用）。

日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合  
(2019年)



総計 76.9兆円

日本の輸入に占めるRCEP参加国の割合  
(2019年)



総計 78.6兆円

出典：財務省貿易統計より作成

(出典：外務省、財務省、農林水産省、経済産業省資料から引用)

RCEPの原交渉国であるインドが昨年11月以降の交渉から離脱し、署名国に名を連ねることはなかったものの、協定第20.9条(加入)第1項の注で、

この第一文の規定にかかわらず、この協定は、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開放しておく。

との規定が盛り込まれた。この規定により、他の国の加入が最速でも協定発効の日から18ヵ月後に認められるのに対し、インドについては発効日からの加入が可能とすることで原交渉国としての配慮がなされている。

## 1. マーケットアクセスの概要

原産地規則及び同手続に係る条文解説に入る前に、EPA所掌4省庁によって作成された公開資料を引用する形でマーケットアクセスに関する簡単な説明を加えておきたい。まず、RCEPにおける全署名国ベースで見た関税撤廃率は、以下のとおりとなっている。

【輸出】対日関税撤廃率(品目数ベース):

全体： 86%~100% (ASEAN・豪・NZ), 86% (中国), 83% (韓国)  
工業製品： 91.5% (全体), 86.3% (中国), 91.6% (韓国), 98.0% (豪州), 90.6% (NZ)

工業製品においては、中国及び韓国における無税品目の割合が、対中国では 8%から 86%に、対韓国では 19%から 92%に上昇。また、農林水産品等については、我が国の輸出関連品目の関税撤廃を獲得。

【輸入】日本の関税撤廃率(品目数ベース):

全体： 88% (対 ASEAN・豪州・NZ), 86% (対中国), 81% (対韓国)  
農産品： 61% (対 ASEAN・豪州・NZ), 56% (対中国), 49% (対韓国)  
工業製品： 99.1% (対 ASEAN), 98% (対中国), 93% (対韓国)

工業製品においては、化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃し、農林水産品等においては、重要 5 品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を関税削減・撤廃から除外。

(出典) 外務省ウェブサイト [<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>]

品目別の詳細は、次の各省庁のウェブサイトに掲載されている。

財務省ウェブサイト

[[https://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/international/epa/20201115.pdf](https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20201115.pdf)]

農水省ウェブサイト

[[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\\_kanren/f\\_rcep/index.html](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_rcep/index.html)]

経産省ウェブサイト

[[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/epa/rcep/gaiyo.pdf)]

関税譲許において毎年段階的に引き下げられるステージングは、シンガポールの全品目即時撤廃から、長いものでは中国と韓国の 36 年、その他の締約国でも 20 年を超える期限を設定している品目が存在する（次ページ「RCEP 締約国において税率差が発生する状況一覧表」参照）。このような長いステージング期間が設定されている品目はセンシティブ品目であって、多品目にわたるわけではないが、RCEP 域内での譲許税率の引下げ・撤廃が終了するまでにはある程度の期間を要することになる。そのため、現実的な実務上の運用として、RCEP が既存協定に直ちに差し変わるということは想定し難い。特にアセアン諸国との貿易においては、これまで中国、韓国の部材を使用したために原産資格を満たさなかった産品が RCEP で累積規定の適用により原産品となる可能性が出てきたため、既存協定の譲許税率との比較、RCEP を利用する際の累積規定適用に係る追加証明コスト等を勘案しながら RCEP の利用の適否が検討されていくことになろう。

一方、RCEP の発効で最大のメリットを享受するのは、初めての EPA 締結となる対中国、対韓国の貿易で、我が国の関税撤廃率は、中国に対しては農産品で 56%に止まり、工業製品では 47%から最終的に 98%に上昇する。韓国に対しても同様に、農産品で 49%、工業製品で 47%から 93%となる。結果として、国内の農林水産業保護に配慮した上で、中国・韓国から輸入される部品・製品に課せられていた関税を最低限に抑えることになる。また、輸出面では、工業製品の無税品目の割合が対中国で 8%から 86%に、対韓国で 19%から 92%に上昇するため、これまで有税であった我が国からの輸出

製品の価格競争力が年を追って強くなっていくことは朗報といえよう（2カ国合計で輸出額約 16 兆円分に相当）<sup>2</sup>。

ステージングに係る 1 年目の終了日、2 年目以降の開始日について、締約国ごとにまとめると以下の表のとおりとなる（附属書 I（関税に係る約束の表）一般的注釈 4）。また、全ての譲許表の撤廃・引下げの起算日は協定発効の日となり、遅れて発効した締約国の譲許表であっても発効日に開始したものとみなされる（同一般的注釈 5）。したがって、加入年の相違によってステージング「1 年目」、「2 年目」の判断を誤るおそれはなくなる。

関税の引下げ・撤廃の開始日

締約国	1 年目の終了日	2 年目以降の開始日
日本国、インドネシア、フィリピン	発効日からその後の最初の 3 月 31 日まで	4 月 1 日
その他の 12 カ国	発効日からその後の最初の 12 月 31 日まで	1 月 1 日

## 2. RCEP 譲許税率の個別譲許と税率差ルール

各国の関税譲許の方法は、RCEP 全締約国に一律に適用される共通譲許を採用する国ばかりではなく、譲許税率を締約国又は締約国グループごとに個別に設定する国が署名国の約半数ほども存在する。そのような個別譲許を採用する場合であっても、どの国に対して個別譲許を行うか、どのような表で表現するかについては統一されていない。共通点として、アセアン 10 カ国は常にグループとして同じ譲許税率が適用されるが、日本国、中国、韓国は常に単独で、豪州及び NZ は譲許表毎に異なる。これらの関係を一覧表にすると、以下のようになる。

RCEP 締約国において税率差が発生する状況一覧表

署名締約国	譲許対象国	譲許表の形式 (ステージング最終年)
豪州、 NZ、 シンガポール、 ブルネイ、 カンボジア、 ラオス、 ミャンマー	全締約国（共通譲許） 税率差は発生しない。	単独（1 本）の譲許表 (シンガポール：全品目即時撤廃) (豪, NZ, カンボジア, ラオス, ミャンマー：20 年) (ブルネイ：25 年)

2 外務省・財務省・農林水産省・経済産業省作成「RCEP 協定に関するファクトシート」から引用。

署名締約国	譲許対象国	譲許表の形式 (ステージング最終年)
マレーシア	① インド (加入まで非適用) ② その他 14 か国 (共通譲許)	単独 (1 本) の譲許表 (23 年)
日本国	① アセアン、豪州、NZ ② 中国 ③ 韓国	単独 (1 本) の譲許表 (21 年)
中国	① アセアン ② 日本国 ③ 韓国 ④ 豪州 ⑤ NZ	個別 (5 本) の譲許表 (対韓国 36 年) (その他 21 年)
韓国	① アセアン ② 日本国 ③ 中国 ④ 豪州 ⑤ NZ	個別 (5 本) の譲許表 (対中国 35 年) (その他 20 年)
タイ	① 日本国 ② 中国 ③ 韓国	単独 (1 本) の譲許表 税率差が生じる国は、備考欄に記載 (各国 20 年)
	自動車・同部品について OEM(Original Equipment Manufacturing)制度を設定。 OEM 製品に係る RCEP 税率の適用は、(i)自動車会社が完成車の組み立て用に輸入する場合、(ii)自動車部品、附属品製造者が同部品・附属品の製造のために輸入し、自動車会社に卸す場合に限定される (タイ譲許表注釈 4)。 ただし、OEM 製品であっても特定国に非譲許となる場合があることに留意。	
フィリピン	① 日本国 ② 中国 ③ 韓国 ④ 豪州 ⑤ NZ	単独 (1 本) の譲許表 税率差が生じる国は、備考欄に記載 (各国 20 年)
インドネシア	① アセアン ② 日本国 ③ 中国 ④ 韓国 ⑤ 豪州 ⑥ NZ	個別 (6 本) の譲許表 (各国 23 年)
ベトナム	① アセアン ② 日本国 ③ 中国 ④ 韓国 ⑤ 豪州 ⑥ NZ	個別 (6 本) の譲許表 (各国 25 年)

税率差の問題は TPP でも生じていたが、対象国が我が国、メキシコ（及び米国）と少なく、税率差が生じる品目も極めて限られていたため、その存在に気付かずにいる利用者も多いと思料する。EPA 特惠税率は、締約国又は締約地域の原産品に対して輸入者が適用すべき税率を申告することで、システム上ほぼ自動的に適用される。そのため、我が国を例にとれば、税率差が生じる製品について生産された締約国から①アセアン、豪州、NZ、②中国、③韓国への税率で最も低税率が適用される締約国に移送し、その地で通関後に外装だけを代えて我が国に再輸出することで、本来適用されるべき RCEP 税率の回避が可能となってしまう。これは明らかに EPA 域内での税率迂回行為となり、あえて個別譲許を採用した輸入締約国の政策的配慮が無に帰してしまう。税率差が生じる品目は輸入センシティブ品目であるため品目数としては限定的で大半の RCEP 輸出品目は輸出締約国の税率が適用されることになるとはいえ、輸入締約国は、このような迂回輸入に対応した本来適用すべき税率を決定するためのルール（以下「税率差ルール」という。）が必要となる。

RCEP 協定は、第 2.6 条（関税率の差異）において税率差ルールを設け、本来の RCEP 特惠税率を適用すべき「RCEP 原産国」と単なる経由地としての輸出締約国を峻別し、「RCEP 原産国」を特定することをその骨格としている。「RCEP 原産国」を決定するための方法としては、実務の現実を踏まえて「輸出締約国を RCEP 原産国とする」ことを原則としつつ、(i) 輸出締約国が原産性基準を満たした国であれば RCEP 原産国と認めるとしつつ、そうでない場合には原産材料の提供国のうち価額において最大となった締約国を RCEP 原産国とするカスケード方式が採用される（第 2.6 条 1 から 4）。一方、(ii) 税率決定のための証明事務の負担を考慮に入れるならば、極力事務負担を最小限にした簡便な方法を望む利用者も多数存在することから譲許税率の高い方を意図的に選択する手法も用意されている（第 2.6 条 6）。簡単に整理すると、以下のとおりとなる。

◀輸出締約国の税率を適用するために満たすべきルール（第 2.6 条 1 から 4）▶

第 1 段階： 輸出締約国が RCEP 原産国であれば、当該**輸出締約国の税率**を適用する。  
（第 2.6 条 1）

- RCEP 原産国は、**原産性基準を満たした締約国**とする（ただし、原産性判断第 2 基準（原産材料のみから生産）で原産品とされる場合は、輸出国での加工が軽微でないことが要件）。（第 2.6 条 2）
- 譲許表の**付録で指定された特定製品**に対しては、**追加要件（輸出締約国で付加価値 20%以上）を満たした場合**に限って輸出締約国を RCEP 原産国とする。（第 2.6 条 3、附属書 I（譲許表）付録パラグラフ 1 (a)）

第 2 段階： 第 1 段階のルールで輸出締約国の税率を適用できない場合、

- 輸出締約国における当該製品の生産に使用された**原産材料**のうち合計して**最高価額のもの**を提供した締約国の税率（第 2.6 条 4）



《輸出締約国以外の税率を任意に選択（第2.6条6）》

- 製品の生産に使用された**原産材料の供給国**に適用される税率のうち**最も高い税率**（ただし、輸入者は証明義務を負う。）、又は
- 輸入締約国の当該製品の**譲許税率で最も高い税率**

税率差が生じる製品の輸出締約国が RCEP 原産国であるかについては、関税分類変更等の本来の原産性判断に加えて、原産材料の徹底した把握、税率決定のための付加価値計算を恒常的に実施しなければならず、利用者の負担増となることは否めない。

### 3. 原産性判断基準

以下に協定第3章第A節(原産地規則)について逐条で解説する。他協定とほぼ同じ構成、文言からなる条文については基本概念の骨子のみの説明に留め、RCEP 特有な条文については詳しい説明を加えることとする。

#### 第3.1条 (定義)

他協定とほぼ同じ定義が定められており、特段の留意点は見当たらない。特定の定義を「定義」の条文に置くか「付加価値基準」の条文に置くか程度の差異である。後編で触れるが、第三者証明を併用するため、「発給機関」が定義される。「生産 (production)」を定義するのに「生産 (producing)」を例示に加えているのはトートロジーであろう。

#### 第3.2条 (原産品)

スタンダード規定として、第1基準としての完全生産品、第2基準としての原産材料のみから生産される製品、又は第3基準としての品目別規則(附属書3A)を満たす製品で、かつ、原産地規則章の他の全ての要件を満たすものを原産品と規定している。地域協定としては日アセアン協定と同様な「国原産」の概念を採用し、原産性判断を締約国単位で行う。

#### 第3.3条 (完全に得られ、又は生産される製品)

完全生産品の定義が規定されている。標準的な規定であり、締約国の船舶の定義も登録及び旗国の2要件の充足で足りるとしている。

#### 第3.4条 (累積)

「モノの累積」(部分累積)を採用し、「生産行為の累積」(完全累積)の採用については、RCEPの全ての署名国に効力が発生した日に見直しを開始し、5年以内に終了する。

### 第 3.5 条 (域内原産割合の算定)

内国付加価値である域内原産割合 (regional value content) を控除方式 (間接方式) 又は積上げ方式 (直接方式) で求めることとしている。計算式は以下のとおりである。

$$\text{控除方式 RVC} = \frac{\text{FOB 価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB 価額}} \times 100$$

$$\text{積上げ方式 RVC} = \frac{\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{\text{FOB 価額}} \times 100$$

控除方式は他協定と同様なスタンダードな方式であるが、積上げ方式の計算式では、アセアン物品貿易協定と同様の①「原産材料の価額+直接労務費+直接経費+利益」に②「他の費用」を含める方式を採用した。①のみであれば日インド協定で採用済みであるが、①に②「他の費用」を含めた RCEP の積上げ方式は我が国では初めての採用となる。協定条文上、「他の費用」には定義が置かれていない。協定条文だけから判断すると、「他の費用」とは、第 3.5 条 2 に規定される「産品が生産される締約国において一般的に認められている会計原則に従って記録」される費用の中で、FOB 価額から、内国付加価値として計算式の分子として掲げられる諸要素のうち定義されているもの (原産材料の価額、直接労務費、直接経費、利益) と内国付加価値に含まれない「非原産材料の価額」を差し引いた部分になると推定されるが、交渉時の各国の了解については承知していないので、結論を予断するような論述は避けたい。アセアン+1 協定のうち最も直近に実施された印アセアン FTA 附属書 2 付録 A には、「Other Cost (他の費用)」の定義として FOB 価額と工場渡し価額の差額であって、工場から港までの輸送費、港湾手数料等を含むものとしているが、付録で説明がある用語「Labour Cost」、「Overhead Cost」と附属書の計算式で使用される用語「Direct Labour Cost」、「Direct Overhead Cost」とは必ずしも突合しない。一方、GSP 原産地規則を含む諸外国の特恵原産地規則に例を取れば、一般経費 (general overhead) とか SGA (selling, general, and administrative expenses) と呼称される経費がこれに該当するが、国によって原産地規則上の付加価値に算入させる基準が異なるため、国際機関等においても共通定義が作成されずに運用されてきた部分である。したがって、RCEP で定義を置かなかった理由も、そのような実態を把握した上で各国の実務上の取扱い (すなわち、各国の会計原則に従った取扱い) を尊重したということかもしれない。

また、計算式の「FOB 価額」は、輸出品のみならず、自社生産の部材の原産性判断を付加価値基準で決定する場合にも使用されるが、この点において RCEP ではアジア型というか関税評価協定を準用する形式を採用している。TPP11 及び日 EU では FOB 又は ex-works に相当する部分の構成要素を指定する形式が採用されているが、これらの指定方式と比較すると、RCEP 方式は、実務上、関税評価協定での取引価格 (transaction value) から始まって、同種又は類似の産品の価格、国内販売価格、製造原価に基づく価格等を関税評価協定で指定された順番に適用して FOB 価額を算定しなければな

らず、状況に応じたフレキシブルな対応ができる反面、少し面倒くさいと感じることになるかもしれない。

#### 第 3.6 条 （軽微な工程及び加工）

軽微な工程及び加工は、日EU第3.4条の「十分な変更とはみなされない作業又は加工」とほぼ同じ内容の数項目を削除した形での部分的採用となっている。特に「単純な」の定義（同条(c)の注）を置いたことで、当局者に明確な判断指針を与えることとなる。ネガティブ基準は、しばしば原産性否認を恣意的に行う根拠として使用されてきた経緯があるので、この注の挿入は評価されるべきと思料する。

#### 第 3.7 条 （僅少の非原産材料）

本条は、いわゆるデミニミス規定であり、他の協定と同様に関税分類変更基準にのみ適用される。第1類から第97類までのすべての製品について製品のFOB価額の10%以下、第50類から第63類までの繊維・繊維製品について製品の総重量の10%以下であれば関税分類変更を満たさない材料の使用が認められる。この規定からは、繊維・繊維製品には価額と重量の両面のデミニミス規定の適用が可能となる。デミニミス規定の適用例外は置かれていないため、実務上の使い勝手はよくなるであろう。

#### 第 3.8 条 （こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い）

輸送用・船積み用のこん包材料及びこん包容器は、原産資格を判断する上で考慮しないことを規定している。

また、産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器で、関税分類上、産品に含まれるものについても、原産性判断に当たって考慮しない。ただし、付加価値基準を適用する際には小売用の包装材料・包装容器であっても原産・非原産材料として計算式に算入すべきことが明記されている。我が国の他の協定では、通常「場合に応じて (as the case may be)」という翻訳文が加えられており、どのような場合に算入すべきなのかという疑問を生じさせていたが、今般 RCEP の翻訳文では「as the case may be」をあえて訳さず、本来の意味を明確化し、付加価値基準においてはこれらのコストを常に考慮すべきとしている点に注目したい。

#### 第 3.9 条 （附属品、予備品、予備部品及び工具）

附属品、予備品、予備部品及び工具については、①産品のインボイスと別立てにされないこと、②価額・数量が慣習的なものであることを条件として、原産性判断に当たって考慮しない。ただし、付加価値基準の適用の際には原産・非原産材料として計算式に算入すべきとする。第3.8条と同様、「場合に応じて」という翻訳文言が削除されていることに留意すべきである。

#### 第 3.10 条 間接材料

産品に物理的に組み込まれない材料（例えば、触媒、溶剤、潤滑油、工具等）は間接材料として、原産性判断に際して原産材料として取り扱うことを規定している。

#### 第 3.11 条 代替性のある産品又は材料

代替性のある産品又は材料の原産性判断に当たっては、①物理的に分離して正確に区別する方法と②原産・非原産の産品又は材料が混在している場合、会計年度を通じて使用される在庫管理方法（一般的に認められる会計原則に従ったもの）による方法のいずれかで行う旨規定している。

#### 第 3.12 条 （生産において使用される材料）

スタンダード規定としてのロールアップ原則と、ロールアップ原則を自社生産部材に対しても適用できる旨を規定している。すなわち、非原産材料（X）を使用した生産を行った場合に原産資格を得た産品 A が、後に他の産品（B）の材料として使用された場合には、当該他の産品（B）の原産性判断に当たって材料（A）を当初非原産材料であった（X）を含めて原産材料として取り扱うことができる（ロールアップ原則）。したがって、生産工程を遡れば非原産材料（X）が使用されていても、その部分を非原産として取り扱わない。なお、本条英文は TPP11 の第 3.6 条 1 の英文とほぼ同じであるが、翻訳が改善されている。「when determining」を「原産品であると決定するときは」ではなく「原産品としての資格を決定するに当たり」としたことで、微妙な差ではあるがより英文に近い翻訳になっていると思料する。

また、本条は、このロールアップ原則が産品（B）を生産している者が当該非原産材料（X）を生産していた場合にも適用することができる旨規定している。

#### 第 3.13 条 （原産品としての資格の単位）

技術的な規定として、産品の原産性判断に当たっては HS で当該項・号に適用される単位を使用する旨を規定している。また、貨物が同じ HS 項・号に分類される複数の同一の産品から構成される場合（例えば、色違いの物品、附属品が付いた物品等）、それぞれの物品ごとに原産性を判断する必要がある旨を規定している。実務上、この規定を忠実に適用すると 1 回の船積みで数十、数百項目の原産品を列挙しなければならないことになるため、輸出者は品目数を「丸めて」原産地証明書を取得する傾向がある。どこまでまとめてもよいかという実務基準は、締約国により、品目により多様であると認識しているが、協定条文上、輸入国税関において問題とする根拠になりうるので、留意すべき規定であると思料する。

#### 第 3.14 条 （一定の産品の取扱い）

原産地規則章における一定の産品の取扱いについては、締約国の要請によって討議を行い、3 年以内に討議を終える旨規定している。

## 記事 2. 第 35 回 UNCEFACT Forum 旅行観光部会活動報告

NPO 法人観光情報流通機構 (JTREC)

専務理事 鈴木耀夫

### 1. はじめに

世界的なコロナ禍の影響を受けて第 35 回の国連 CEFACT フォーラムが、初めて Online で開催になり、その中で私の担当する旅行観光部会 (T/T Domain Meeting) が 10 月 9 日に開かれた。これを中心として、Opening Session 及び Closing Session にも出席をしたので以下にその報告をしたい。

### 2. 旅行観光部会の活動

#### (1) 部会の活動対象のプロジェクト

当部会の主たる活動には、現在大きな関心を集めている UN/SDG s (国連持続可能な開発目標) をふまえた 2 つのプロジェクトがある。これらは 2019 年 4 月に国連 CEFACT 総会 (Plenary) で報告された Green Paper (Sustainable Tourism -Experience Programs) プロジェクトの活動成果を受けて、直後の同年 4 月から開始したいわゆる Sustainable Tourism 実現のための White Paper 作成プロジェクト (略称 ST プロジェクト) と、同年 9 月から開始した体験プログラム (Experience Programs) 対応の技術仕様作成プロジェクト (略称 EPs プロジェクト) である。

(2) コロナ禍の発生による工程の見直し  
作業を始めてきて 2020 年に入ると冬の終わり頃から春にかけて、コロナ禍 (COVID-19) の世界的な流行の影響を受けてきて、ついにはプロジェクト推進に関係する旅行観光事業者が自らの本業の事業運営そのものに困難を感じ始めてきていた。このためにプロジェクト推進とその推進工程をどのようにすべきかに苦慮することになった。この対応については担当の Vice Chair の理解を得ることになり、その結果大幅な工程変更を行うこととで原案を検討してきた。そして旅行観光事業者は先ず自らの事業の立て直しに専心することとし、プロジェクトの推進工程では ST プロジェクトは原則的に約 1 年間の中断を行うこととし、その後の推進はその時点で改めて見直しを行い再スタートをする考えとした。また EPs プロジェクトは開発を担当する者の理解を得て、時間遅れがあったとしても工程を中断せずに継続することとした。この変更案は今回の部会でも改めて確認され、Bureau への工程見直しの提案となった。この変更工程については図 1 に示すとおりであるが、今回のコロナ禍の影響は当部会の活動の推進にとっては極めて厳しいものであるといえる。

Milestones	ST Project 当初案	ST Project の変更	EPs Project 当初案	EPs Project の変更
Project の開始	2019 年 4 月	同左	2019 年 9 月	2019 年 9 月
要求事項の収集	2019 年 4 月～7 月	同左	2019 年 9 月～10 月	2019 年 9 月～10 月
開発作業	2019 年 7 月～11 月	2019 年 8 月時点で 2021 年 8 月末まで 中断	2019 年 10 月～ 2020 年 1 月	2019 年 10 月～ 2021 年 5 月
公開意見収集	不要		2020 年 2 月～4 月	2021 年 6 月～7 月
Project の終了 と公開	2020 年 4 月	工程は再開後の決 定	2020 年 6 月	2021 年 8 月末
記事		新工程は COVID 19 の終息状況で判 断		COVID-19 の影響 があるものの中断 はせずに進行

図 1 コロナ禍を受けての変更工程

### (3) 部会の開催

このような厳しい環境の中で今回の部会が開催されたが、旅行観光事業者もあえて参加をして進めることができた。更にオンラインで開催されたことで、従来の F2F の開催の時と比べて多くの参加者があり、その中でも全くの新規の参加者があった。活動を周知し、より大きな活動にして行くためには大変に良い部会が開催されたといえる。

## 3. ST プロジェクトの推進

### (1) プロジェクトの目標

このプロジェクトは、持続可能な観光を実現するための White Paper の作成を意図したものである。

### (2) これまでの国際組織での検討事例

本プロジェクトを推進するにあたって先行事例の検討を行った。その中では UN/WTO との連携で立ち上げた GSTC (Global Sustainable

Tourism Council) による活動がある。この活動は UN/SDGs として公開される前から始まっていたために、その後必要な調整を行い、観光地域 (Destinations)、ツアオペレータ (Tour Operators) そしてホテル等の宿泊施設 (Hotels and Accommodations) を対象として事業者が順守すべき事項を整理している。これらの活動と成果物の検討を行い UN/CEFACT として新たに取り組むべき活動内容について検討を行った。

### (3) 進め方

このプロジェクトでは国連が制定した UN/SDGs をふまえて、旅行観光業界が順守すべき事項を新たな観点で整理することとした。このために、先ず旅行観光業界の対象として図 2 に示す 9 分野を選定することとした。そして、UN/SDGs の定める各 Goal (目標) に対応して、これら 9 分野の関係度合いを整理して、図 3 に示すように関係の薄い Goal を省くことに

した。そしてそれらに含まれる具体的な実施事項 (Targets) を識別することにした。ここまでの作業の大筋を何とか完了したところで今回のコロナ禍に遭遇した。今後は、これら Targets に対しその分野の各事業者が自らチェックして

充足度合いを認識できるものとする方向で作業を行う予定である。今回の部会ではこの作業の進展状況が報告された。

## Travel Industry

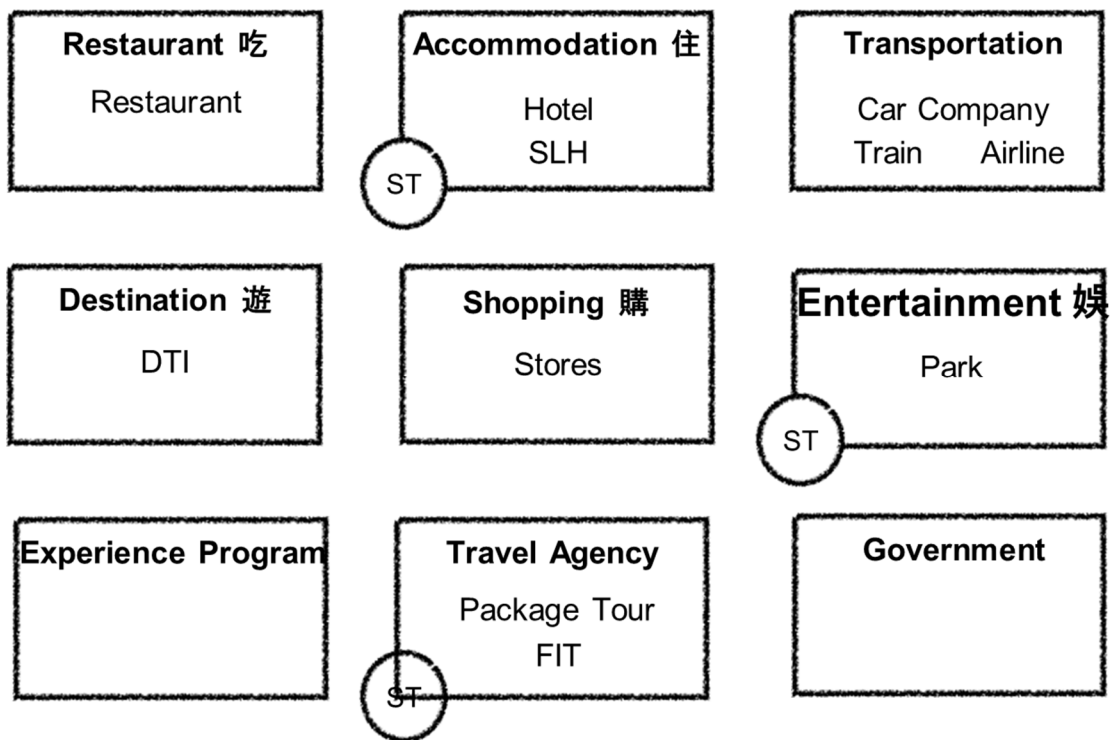


図2 旅行観光に関連する9分野

	Restaurant	Accommodation	Transportation	Destination	Shopping	Entertainment	Experience Program	Travel Agency	Government
No Poverty	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
Zero Hunger	✓		✓		✓	✓	✓	✓	✓
Good Health		✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
Quality Education	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
Gender Equality	✓			✓		✓	✓		✓
Clean Water	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
Clean Energy	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓
Economy Growth	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
Reduced inequalities	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
Sustainable Cities	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓
Consumption and Production	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
Climate Action	✓		✓	✓	✓	✓		✓	✓
Live Below Water		✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
Life on Land	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓
Peace Justice	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
Partnerships for the goals	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

図3 UN/SDGs と 9 分野の関連

#### (4) 検討上の課題点

このような検討については、下記に示すようなくつかの指摘事項があり、まだこれらの整理ができていない。①9分野の事業者以外に旅行者個人 (Traveler) を対象としての指針が必要ではないのか。②UN/SDGs の各 Goal と Targets は全てを対象とすべきではないのか。③UN/SDGs 準拠の程度を事業者自らが判定す

る方式では信頼できる結果が出ないのではないのか。

#### (5) 検討の期間

本プロジェクトの推進では検討すべき課題が多く存在するために、国際的な合意が得られる成果物にするためには、この中断の間に各国或いは各自で可能な検討を行っていくこととした。



#### 4. EPs プロジェクトの推進

このプロジェクトは、EPs（体験プログラム）を対象として商品や情報に関する国際取引のための技術標準を作成することである。当部会では、新たな参加者がいたことで、これまでの経緯を説明しながら現時点の活動成果を報告し意見交換を行った。

##### （1） プロジェクトの概要と Green Paper の成果

当プロジェクトで EPs と略称した旅行観光商品は、現在世界の各地で新たに脚光を浴びている商品形態で、地域や産業界を限定せずに広がってきている。環境に配慮しながらの地域おこしや人生を有意義に過ごしたいと願う人に役立てることを意識していて、UN/SDGs の考え方を具現化するものといえる。この検討の経緯を図4で、検討の対象を図5に示す。

##### （2） EPs の名称とプロジェクトの推進

各種体験プログラムの商品と関連する情報については、予解約や情報交換のために、プロセスとそれが持つ情報項目を分析して技術標準を作成することで作業に入った。部会としては、かつて技術標準化作業を行った SLH（Small scaled Lodging House）プロジェクトがあるために、その成果を活用することで、大きな開発をせずに完了することができるのではという意見があったために、本プロジェクトの立ち上げにはこの整理の時間が必要であった。この結果 EPs では業界の広がりあり、新たな情報項目の必要性が随所にあるために、新規にプロジェクトを起こすことが適すとなり、活動が続けられてきている。

##### （3） コロナ禍の対応と作業工程

本プロジェクト推進では ST プロジェクトと同様にコロナ禍の影響を受けることになった。

旅行観光事業者の動きが止まってきたことで、作業の進行上の課題が出てきて技術仕様の開発のみならず検証等の作業ができにくくなった。このことで完成時期を遅らせることになった。しかし現実の開発作業は、よりシステム側の関係者が動くことで進められるために、できる限り遅れを少なくして推進を図ることとした。

#### 5. 推進体制

今後のプロジェクトの推進では、その体制に関しての意見の相違が若干あったために、当部会でその調整を行った。この問題はプロジェクトにサブリーダーを設けて、日本から関係者を出したいと私が要望したことが起点であった。そもそもプロジェクトにサブリーダーが必要かということと、誰を出すかということが争点になるが、推進体制では初めての意見の相違に直面した。この議論の結果は、サブリーダーを設ける件は Vice Chair の判断を得ることとし、誰を充てるかは別途の調整をすることで議論を整理した。

#### 6. おわりに

今回は、私が実質的に長年担当してきた Coordinator を退任して、インドの Expert にバトタッチをした直後の会議であった。引継ぎを兼ねての会議の推進にあたったが、何とか無事に終えることができた。UN/CEFACT フォーラムでの旅行観光部会の推進では、今後世代交代を得て新たな体制で活動が展開されることを心から願ってこの報告としたい。

### Background of EPs Project and Thereafter

- 1) In Sep., 2016, at Bangkok Forum, there was a mini-conference held by T/T Domain. There the new trend of tourism was talked. It was at this conference that a Green Paper project on this topic was suggested to start by a Bureau member.
- 2) The next year the Green Paper project on Sustainable Tourism (Experience Programs) (EPs) was proposed to complete almost in a year. This project has a good harmonization with the concept of UN/SDGs.
- 3) The final working draft was submitted by the end of 2018, and after the careful checks and improvement of the paper by the Bureau, it was submitted to the April Plenary, 2019.  
\*\*\*\*\*
- 4) Then the Experience Programs Technical Artefacts Project was proposed to Bureau, and approved in Sep., 2019.
- 5) The development process had been on the way, but in this year the COVID 19 issues have been affecting the project development.
- 6) The amended milestones are shown in Fig.1.
- 7) The working results will be presented in this meeting.

図4 EPs 推進の経緯

### Some Output of EPs Green Paper Reported in Plenary in April, 2019

New trends in tourism and the subject of this project

The purpose of this Green Paper Project was to examine a recent global trend in tourism, called Sustainable Tourism (Experience Programs) (EPs), and to consider next steps in facilitating the trade of EPs globally. In this paper, as far as the standardization processes are concerned, conventional tours are considered in the same category as EPs, as it is anticipated that even conventional tours could benefit from careful consideration of the 'New perspectives' in tourism.

図5 Green Paper 報告書の作成

### 記事 3. JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則

業務二部長 今川 博

前回の繊維（第 50 類～第 60 類）に引き続き、今回は繊維製品（第 61 類～第 63 類）を取り上げます。本稿の構成は、以下のとおり記事の本文のみを米国、EU 及び我が国の順で述べることとし、品目別規則表（筆者による仮訳）を別添とします。

#### 第 5 章 繊維（HS 第 61 類～第 63 類）

1. 米国の繊維製品に係る非特惠原産地規則
2. EU の繊維製品に係る非特惠原産地規則
3. 我が国の繊維製品に係る非特惠原産地規則

（別添 1）米国 繊維製品に係る「関税分類による特別ルール」

（別添 2）EU 委員会委任規則(EU) 2015/2446 の附属書 22-01 品目別規則表  
(繊維製品)

#### 第 5 章 繊維（HS 第 61 類～第 63 類）

原産地規則においては、一般的に、繊維は第 50 類から第 60 類までに分類される繊維 (fibre)、糸 (yarn) 及び布 (fabric) を総称し、繊維製品は衣類である第 61 類（編まれた衣類、同附属品・部分品）、第 62 類（織られた衣類、同附属品・部分品）と、毛布、テーブルリネン等の物品にセット、中古衣類、ぼろ・くずを加えた第 63 類の物品を総称して整理することが一般的です。一方、米国では繊維を使用したバッグ等も繊維製品に含め、繊維ルールとして別途設定しています。本章においては、第 61 類から第 63 類までの物品に加え、米国については原産地規則上、繊維製品として取り扱われている物品を含めて解説します。

#### 1. 米国の繊維製品に係る非特惠原産地

##### (1) 実質的変更に係る判例法

米国の非特惠原産地規則で一般的に使用される「実質的変更」の概念規定は繊維・

繊維製品分野においては適用されず、制定法が適用されます。これらの根拠法令は、以下の合衆国法典及びその執行のための連邦規則です。

《合衆国法典第 7 編第 1854 条》

《合衆国法典第 19 編第 3592 条》

《連邦規則集第 19 巻第 12.130 条（多角的繊維協定(MFA)関連）》失効

《連邦規則集第 19 巻第 102 章第 102.0 条（原産地規則）》

第 102.19 条（NAFTA 特惠優先規定）

→ [NAFTA 特例規定](#)

第 102.20 条（関税分類ごとの個別規則）→ [NAFTA マーキング原産地規則](#)

第 102.21 条（繊維及び衣類）→ [イスラエル以外に適用される繊維・繊維製品規則](#)

第 102.22 条（イスラエルの繊維及び衣類に適用される原産地規則）

第 102.25 条（北米自由貿易協定の下での繊維又は衣類）→ TPL を使用した場合の措置

米国税関が所掌する繊維及び繊維分野の非特惠原産地規則は、2本の規則及び1本の部分的な例外規定で構成されているといえます。すなわち、

- ① イスラエルから輸入される繊維・繊維製品に適用される規則（第 102.22 条）
- ② イスラエルを除くすべての国・領域・属領（カナダ、メキシコを含む）から輸入される繊維・繊維製品に適用される規則（第 102.21 条）
- ③ 上記②で決定された原産国の特例として NAFTA 税率（現在の USMCA 税率）での特惠輸入申告が行われた場合に非特惠原産国を当該 NAFTA 輸出国（メキシコ又はカナダ）とする規則（第 102.19 条）

第 102.20 条の NAFTA マーキング原産地規則は、繊維・繊維分野を含まないのでご注意ください。

(2) イスラエル以外の国から輸入される繊維に適用される原産地規則

事実上、以下の規則が米国の非特惠繊維規則となります。第 102.21 条の(a)ではイスラエル産の繊維・繊維製品への適用除外、その他法律上の例外がある場合（例えば、NAFTA 特例）を除いて、本条の規則が適用されることを規定しています。(b)では定義を定め、(c)においては規定に付された数字の番号順に（上から順番に）原産国決定のための規定を適用すべき原則が

規定されています。第1順位と第2順位の規定は一般的な原産性決定基準で、第3順位以降の規定は、いわゆるレジデュアル・ルールとして関税分類変更等を満たさない物品の原産国を規定の順番に従って決定することになります。簡単に紹介すると、以下のとおりです。

第1順位： 完全生産品

第2順位： 品目別規則（(e)の表に記載される関税分類変更基準をベースとした規則）

第3順位： 個別規則（場合に依じて原産国を指定）

- 特定の形状に編み上げられた場合、当該物品が編み上げられた一の国、領域又は属領
- (例外品目を除き) 物品が特定の形状に編み上げられたものでなく、一の国、領域又は属領で完全に組み立てられた場合、当該物品が完全に組み立てられた一の国、領域又は属領

第4順位： 最も重要な組立て又は製造工程が行われた一の国、領域又は属領

第5順位： 重要な組立て又は製造工程が行われた最後の国、領域又は属領

本条(d)では「セット」規定が設けられていますが、この規定は FTA・EPA 原産地規則で見られるセット規定とは異なり、繊維・繊維製品に関しては「セット」分類される物品を構成する繊維・繊維製品のすべてが一の国、領域又は属領を原産国でない場合には、それぞれの繊維・繊維製品を個別に原産国決定することになります。

第 102.21 条 繊維及び繊維製品

(a) 適用可能性

物品がイスラエルを起源とするものであるか、又はイスラエルの生成物、生産物若しくは製造物であるかを決定するための場合、及び制定法に別段の定めがある場合を除き、本項の規定は、関税法及び数量制限の管理の目的で輸入される繊維及び繊維製品の原産国の決定を規律する。本条の規定は、1996年7月1日以降に国内消費のために輸入され、又は倉庫から引き取られた物品に対して適用される。

(b) 定義

以下の用語は、本条で使用される場合においては以下に記載された内容を意味する。

- (1) 「原産国」は、物品が起源を有する、又は成育し、生産され若しくは製造された国、領域若しくは属領をいう。
- (2) 「布の生産工程」は、ポリマー、繊維、短繊維（ストリップを含む）、糸、ひも、縄、ロープ、又は布切れから始まり、繊維の布として完結する製造作業をいう。
- (3) 「特定形状への編上げ」は、外側の表面積の50%以上が主要な部分品から構成され、当該部分品がメリヤス編み又はクロセ編みによって当該物品に使用される特定の形状に直接、編上げられるものに適用される（パッチポケット、アップリケ等については考慮しない。）。これらの主要な部分品の些

細な切断、トリミング又は縫い合わせは、物品が「特定形状への編上げ」が行われたか否かの決定に影響を与えない。

- (4) 「主要な部分品」は、物品の不可分なコンポーネンツであって、襟、袖口、ウエストバンド、プラケット、ポケット、裏地、パッド、トリム、アクセサリ又は類似の部分品を含まない。

- (5) 「繊維又は衣類」は、米国関税率表の第50類から第63類までに分類される物品及び以下の米国関税率表の項又は号に分類される物品をいう。

- 3005.90
- 3921.12.15 、 3921.13.15 、 3921.90.2550
- 4202.12.40-80、4202.22.40-80、4202.32.40-95、4202.92.04-08 、 4202.92.15-30 、 4202.92.60-90
- 6405.20.60
- 6406.10.77 、 6406.10.90 、 6406.99.15
- 6501
- 6502
- 6504
- 6505.90
- 6601.10-99
- 7019.19.15 、 7019.19.28 、 7019.40-59
- 8708.21
- 8804
- 9113.90.40
- 9404.90

- 9612.10.9010

(6) 物品に関連して使用される「完全に組み立てられた」とは、すべてのコンポーネントが一の国、領域又は属領において最終的な物品に組み合わされることをいい、コンポーネントのうち少なくとも二つは最終的な物品に認められるものと基本的に同じ状態で存在していなければならない。物品の特性に目に見える形で影響を与えない些細な取付け及び些細な装飾（例えば、アップリケ、ビーズ、スパングル、刺繍、ボタン）は、一の国、領域又は属領において「完全に組み立てられた」物品の資格に影響を及ぼすことはない。

(c) 一般規則

本条(d)に従い、繊維又は衣類の原産国は、本条(c)の(1)から(5)までの規定を番号順に適用することによって決定され、特定の文脈が妥当するそれぞれの場合には、本節第 102.12 条から第 102.19 条に規定される追加要件又は条件を適用する。

- (1) 繊維又は衣類の原産国は、当該物品が完全に得られ又は生産された一の国、領域又は属領である。
- (2) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)で決定できない場合、当該物品の原産国は、その物品に組み込まれた外国製の材料が適用される関税分類変更を生じた、かつ/又は本条(e)で当該物品のために規定されたその他の要件を満たす一の国、領域又は属領とする。
- (3) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)

又は(2)で決定できない場合、

- 物品が特定の形状に編み上げられた場合、当該物品の原産国は当該物品が編み上げられた一の国、領域又は属領とする。
- 第 59 類の布、第 56.09 項、第 58.07 項、第 58.11 項、第 62.13 項、第 62.14 項、第 63.01 項から第 63.06 項まで、第 63.08 項、及び国内細分第 6209.20.5040、第 6307.10 号、第 6307.90 号及び第 9404.90 号の物品を除き、物品が特定の形状に編み上げられたものでなく、一の国、領域又は属領で完全に組み立てられた場合、当該物品の原産国は当該物品が完全に組み立てられた一の国、領域又は属領とする。

- (4) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)、(2)又は(3)で決定できない場合、当該物品の原産国は最も重要な組立て又は製造工程が行われた一の国、領域又は属領とする。
- (5) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)、(2)、(3)又は(4)で決定できない場合、当該物品の原産国は重要な組立て又は製造工程が行われた最後の国、領域又は属領とする。

(d) セットの取扱い

米国関税率表においてセットとして分類される物品が一又は複数の繊維又は衣類を構成物品に含まれ、本条(c)によって当該セットのすべての構成物品に対して一の原産国が決定されない場合、繊維又は衣類である当該セットの各構成物品の原産国は本条(c)によって

個別に決定される。

(e) 関税分類による特別ルール

(1) 以下の規則は、本条(c)(2)により繊維又は衣類の原産国を決定するために適用される（別添1参照）。

第 102.22 条（イスラエルの繊維及び衣類に適用される原産地規則）

（略）

第 102.19 条（NAFTA 特惠優先規定）

(a) 本条 (b) の物品である場合を除き、本巻の第 181.1 条(q)（*NAFTA 特惠原産品*）の意味において原産資格を有する物品が第 102.11 条(a)又は(b)（*繊維・繊維製品以外の NAFTA マーキング原産地規則*）又は第 102.11 条(a)又は(b)（*繊維製品の非特惠原産地規則*）の適用において一の NAFTA 構成国を原産国としない場合、当該物品の原産国は当該物品が軽微な加工を超える生産を行った NAFTA 構成国の最後の国とする。ただし、原産地証明書（本巻第 181.11 条参照）が当該物品に対して作成され、署名してある場合に限る。

(b) （略）

第 102.25 条（北米自由貿易協定の下での繊維又は衣類）

NAFTA 附属書 300-B の付録 6.B の TPL (tariff preference level) 規定の対象となる非原産の繊維又は衣類に関連する関税上の特惠待遇の要求、及び米国関税率表第 11 部の追加米国注釈 3 から 6 に関連し、輸入

者は、適格証明書又は当該産品に係る同等の電子情報を米国税関に提出する必要がある。当該適格証明書又は同等な電子情報は、カナダ又はメキシコ政府の認定職員によって適切に記載され、署名され、本章第 181.21 条に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う時に米国税関に対して提出されなければならない。センター所長が当該物品の原産国を決定できない場合、彼らは NAFTA 協定に基づき得ることができたであろう関税上の特惠待遇又はその他の利益を享受することができない。

【米国繊維製品ルールの特徴】

第 61 類の衣類・附属品：

- (1) 物品が特定形状に編まれた物ではなく、二以上のコンポーネンツ部分品から構成されている場合、未組立てのコンポーネンツから組み立てられた物品への変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
- (2) 物品が特定形状に編まれず、二以上のコンポーネンツ部分品から構成されない場合、糸からの製造。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
- (3) 物品が特定形状に編まれた場合、特定形状への編み上げ。ただし、特定形状に編まれたコンポーネンツは一の国、領域又は属領において編まれたものである場合に限る。

第 62 類の衣類・附属品：

衣類・附属品、ネクタイ、手袋

- (1) 物品が二以上のコンポーネンツ部品から構成される場合、未組立てのコンポーネンツから組み立てられた物品への変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属

領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。

- (2) 物品が二以上のコンポーネンツ部品で構成されない場合、糸からの製造。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。

ハンカチ、スカーフ等

当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。

第 63 類の繊維製品：

毛布、ベッドリネン、カーテン、雑巾その他の布等

当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。

救命胴衣・救命帯

項変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。

織物と糸から成るセット

当該物品の製織された布のコンポーネンツが布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。

中古の衣類その他の物品・ぼろ及びくず

当該物品が最後に収集され、かつ、輸送用に梱包された国、領域又は属領とする。

米国原産地規則上、繊維製品として取り扱われる物品の例：

包帯等の製品、医薬を染み込ませ・塗布した製品

物品が医薬物質を含む場合、項変更。又は、物品が医薬物質を含まない場合、項変更（布からの変更を除く）。

バッグ

項変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。

2. EU の繊維製品に係る非特惠原産地

EU は 2015 年 7 月 28 日付、委員会委任規則 (EU) 2015/2446 の附属書 22-01 に法的拘束力のある品目別規則を規定し、品目別規則が規定されない品目には拘束力のない調和非特惠原産地規則 EU 提案が適用されます。本章で考察する

第 61 類から第 63 類までの品目においては、全品目に法的拘束力のある品目別規則（別添 2 参照）が適用されます。

【EU 繊維製品ルールの特徴】

EU の繊維製品のルールは、大半が加工工程基準によって決定されます。

第 61 類の衣類・附属品：

特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
その他	糸からの製造



第 62 類の衣類・附属品：

衣類・附属品、ネクタイ、手袋：	
仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
ハンカチ、ショール・スカーフ等	
刺繍されたもの	糸からの製造。又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、 生産に使用された刺繍前の布の価額が産品 の工場渡し価額の 40%を超えないこと。
その他のもの	糸からの製造

第 63 類の繊維製品：

フェルト又は不織布のもの：	
染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造
染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層
その他：	
編まれたもの：	
刺繍されていないもの	完全に製品にすること
刺繍されたもの	完全に製品にすること。又は 刺繍されていない編まれた布からの製造。 ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が産品の工場渡し価額の 40%を超えないこと。
編まれていないもの：	
刺繍されていないもの	糸からの製造
刺繍されたもの	糸からの製造。又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、 生産に使用された布の価額が産品の価額の 40%を超えないこと。
日よけ、テント、帆	

中古の衣類その他の物品	輸送用のための収集又は梱包
ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	CTH（項変更）

### 3. 我が国の繊維製品に係る非特惠原産地

我が国の非特惠原産地規則は、例外事由を除けば、次の関税法施行規則第1条の7（昭和41年大蔵省令第55号）及び関税法基本通達68-3-5（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）がすべての品目に対して一律に適用されます。

#### 関税法施行規則第1条の7

令第4条の2第4項第2号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法（明治43年法律第54号）別表の項が当該物品のすべての原料又は材料（当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品（一の国又は地域において生産された前条各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品）の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

関税法基本通達68-3-5（協定税率を適用す

る場合の原産地の認定基準）

協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則第1条の6及び規則第1条の7によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による（関係する部分のみを抜粋）。

- (2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の7の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。
- (4) 規則第1条の7に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。（繊維製品に適用可能な製造の例：箱その他これらに類する包装容器に詰めること、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作）
- (5) 自国産以外の2種類以上の原料又は材料（以下「原材料」という。）を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するとき

は、当該製造は規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。

上記規則から導かれる結論として、第61類から第63類の衣類及び衣類附属品分野における項変更ルールは、繊維の主要生産工程である布から（裁断、縫製、組立てによる）衣類等の製品への変更に対して原産性を付与します。また、第61.17項、第62.17項の衣類等の部品及び附属品を組み合わせ、取り付けることによる衣類の生産についても原産性を付与しますが、附属品の部品から附属品の生産、部品から部品の生産については原産性付与の対象とはなりません。一律の項変更のみのルール設定では、あまりにも容易な加工に原産性を付与してしまう可能性があることから、ネガティブ・ルールとして「箱その他これらに類する包装容器に詰めること」、「製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること」、「単なる部分品の組立て」及び「セットにすること」が設定されています。これらの中で、容器詰め、マーク・ラベル貼付については製品となった衣類等に行ったとしても項の変更は生じないので、考慮する余地はないと考えられます。

しかしながら、非原産の部品を組み立てた結果として項変更が生じた場合に、原産性付与を否定する「単純な」取り付け、縫い合わせがどのようなものであるかについて、明確な指針は出されておきませんが、文脈上、このネガティブ・ルールは「非原産の部品のみを組み立てた」と理解することが実務実態にも合致した理解であると考えます。筆者の見解は、原産材料である未完成の衣類に非原産のボタンを取り付けたとしても、これを「単なる部分品の組立て」として原産性を否認することはありえず、逆の場

合としての、第三国から輸入した未完成の衣類に原産の部品をとりつけても、「未完成の衣類」が既に完成品としての衣類に分類されるため（通則2(a)）、そもそも項変更が生じていないと考えます。

また、「セットにすること」についても「単純な組立て」と同様に、セットを構成する物品が非原産の物品のみである場合に本規定の適用があると考えます。第63.08項のセットは「少なくとも一枚の織物、例えば、カンバス（予定のデザインが印刷されているかいないかを問わない。）及び糸（ししゅう糸、ラグ用パイル糸等で特定の長さに切つてあるかないかを問わない。）で構成されたもの」であって、「小売用に包装したもの」であることを要件とし、「衣類を作るための織物（特定の形状に裁断してあるかないかを問わない。）からなるセットは含まない。それらは、それぞれ該当する項に属する」こととなります（関税率表解説）。したがって、非原産の織物と非原産の糸を小売用のセットにただけでは項変更があっても原産性を付与しないと理解し、衣類の部品のセット状になったものについてはそもそも衣類のそれぞれの項に分類されるため、それらを組み立てても項変更が生じません。

基本通達の(5)は、一種のデミニミス規定と考えることができます。2種類以上の非原産材料を使用した製造において、当該非原産材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる非原産材料からみて、当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすとしてい

ます。すなわち、最終製品としての特性を与える非原産材料に焦点を当てて、当該非原産材料が項変更等の規定を満たす場合には、重要でな

い材料の関税分類変更に関わりなく、原産性を与えるというものです。

## 別添 1

以下に繊維製品に係る「関税分類による特別ルール」の筆者による仮訳を掲載します。

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
米国原産地規則上、繊維製品とされる物品	
3005.90	物品が医薬物質を含む場合、第 3005.90 号への他の項からの変更。又は、物品が医薬物質を含まない場合、第 3005.90 号への他の項からの変更（ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.01 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.09 項、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、及び第 60.01 項から第 60.06 項までの項からの変更を除く。）
3921.12.15	本号の物品への他の項の物品からの変更
3921.13.15	本号の物品への他の項の物品からの変更
3921.90.2550	本号の物品への他の項の物品からの変更
4202.12.40- 4202.12.80	第 4202.12.40 から第 4202.12.80 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
4202.22.40- 4202.22.80	第 4202.22.40 から第 4202.22.80 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
4202.32.40- 4202.32.95	第 4202.32.40 から第 4202.32.95 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
4202.92.04- 4202.92.08	第 4202.92.04 から第 4202.92.08 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
4202.92.15- 4202.92.30	第 4202.92.15 から第 4202.92.30 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
4202.92.60- 4202.92.90	第 4202.92.60 から第 4202.92.90 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
第 61 類から第 63 類までの繊維製品	
6101-6117	(1) 物品が特定形状に編まれた物ではなく、二以上のコンポーネント部分品から構成されている場合、本条 (e)(2)に規定される第 6117.10 号の物品を除き、未組立てのコンポー

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>ネッツから第 61.01 項から第 61.17 項までの組み立てられた物品への変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) 物品が特定形状に編まれず、二以上のコンポーネンツ部分品から構成されない場合、本条(e)(2)に規定される第 6117.10 号の物品を除き、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 58.06 項、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項まで、第 96.19 項のメリヤス編み又はクロセ編みされた製品、及び第 6307.90 号の物品を除き、当該グループ外の物品から第 61.01 項から第 61.17 項までの物品への変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
	<p>(3) 物品が特定形状に編まれた場合、本条 (e)(2)に規定される第 6117.10 号の物品を除き、当該グループ外の物品（第 96.19 項のメリヤス編み又はクロセ編みされた製品を除く。）から第 61.01 項から第 61.17 項までの物品への変更。ただし、特定形状に編まれたコンポーネンツは一の国、領域又は属領において編まれたものである場合に限る。</p>
6201-6208	<p>(1) 物品が二以上のコンポーネンツ部品から構成される場合、未組立てのコンポーネンツから第 62.01 項から第 62.08 項までの組み立てられた物品への変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) 物品が二以上のコンポーネンツ部品で構成されない場合、第 62.01 項から第 62.08 項までの物品への当該グループ外の物品からの変更（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品【、及び第 96.19 項の組み立てられた女子用のシングレットその他の下着、ブリーフ、パンティ、ネグリジェ、バスローブその他これらに類する製品(筆者注)】からの変更を除く。）。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。  (筆者注) 第 62.01 項から第 62.08 項までの物品に適用される PSR は連邦規則集第 19 巻に 2 通りの記載があり、青字部分の有無が相違点となっている。表作成上の単なるミスと考えられるが、どちらの記載が正確かについては不明。</p>
6209.20.1000-6209.20.5035	<p>(1) 物品が二以上のコンポーネンツ部品で構成される場合、第 6209.20.1000 から第 6209.20.5035 までの組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) 物品が二以上のコンポーネンツ部品から構成されない場合、第 6209.20.1000 [から第 6209.20.5035 まで(筆者注)] の物品への他の項の物品からの変更（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項ま</p>

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>で、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品からの変更を除く。)。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p> <p>(筆者注) 第 6209.20.1000 から第 6209.20.5035 までの物品に適用される (2) の PSR は、連邦規則集第 19 巻によると「から第 6209.20.5035 まで」の記載がないため、原産国決定ができない場合が生じてしまう。筆者は単なる文言の脱落と考えるため青字で補足している。</p>
6209.20.5040	<p>第 6209.20.5040 に分類される物品の原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。</p>
6209.20.5045- 6209.90.9000	<p>(1) 物品が二以上のコンポーネンツ部品で構成される場合、第 6209.20.5045 から第 6209.90.9000 までの組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) 物品が二以上のコンポーネンツ部品から構成されない場合、第 6209.20.5045 から第 6209.90.9000 までの物品への他の項の物品からの変更 (第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品、及び第 96.19 項の乳児用衣類及びその附属品からの変更を除く。)。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
6210-6212	<p>(1) 物品が二以上のコンポーネンツ部品で構成される場合、第 62.10 項から第 62.12 項までの組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) 物品が二以上のコンポーネンツ部品から構成されない場合、第 62.10 項から第 62.12 項までの物品への当該グループ外の物品からの変更 (第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項まで、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品、及び第 56.02 項、第 56.03 項、第 59.03 項、第 59.06 項若しくは第 59.07 項の布から構成される第 96.19 項の組み立てられた女子用衣類からの変更を除く。)、又は乳児用、男子用又は女子用の衣類 (編まれた衣類、女子用のシングレットその他の下着、ブリーフ、パンティ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品を除く) への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果</p>

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	である場合に限る。
6213-6214	本条 e(2)に規定される第 62.13 項から第 62.14 項までの物品を除き、第 62.13 項から第 62.14 項までに分類される物品の原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。
6215-6217	(1) 物品が二以上のコンポーネツ部品から構成される場合、第 62.15 項から第 62.17 項までの組み立てられた物品への未組立てのコンポーネツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が二以上のコンポーネツ部品から構成されない場合、第 62.15 項から第 62.17 項までの物品へのグループ外の項の物品からの変更（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品からの変更を除く。）。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
6301-6306	本条 e(2)に規定される第 63.02 項から第 63.04 項までの物品を除き、第 63.01 項から第 63.06 項までに分類される物品の原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。
6307.10	第 6307.10 号に分類される物品の原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。
6307.20	第 6307.20 号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
6307.90	第 6307.90 号に分類される物品の原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。
6308	第 63.08 項に分類される物品の原産国は、当該物品の製織された布のコンポーネツが布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。
6309-6310	第 63.09 項から第 63.10 項までに分類される物品の原産国は、当該物品が最後に収集され、かつ、輸送用に梱包された国、領域又は属領とする。
米国原産地規則上、繊維製品とされる物品	
6405.20.60	第 6405.20.60 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。



米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
6406.10.77	(1) 物品が2以上のコンポーネンツから構成される場合、第6406.10.77の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が2以上のコンポーネンツから構成されない場合、第6406.10.77の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.02項から第56.03項まで、第56.08項、第58.01項から第58.04項まで、第58.06項、第58.08項から第58.10項、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで、第60.01項から第60.06項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
6406.10.90	(1) 物品が2以上のコンポーネンツから構成される場合、第6406.10.90の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が2以上のコンポーネンツから構成されない場合、第6406.10.90の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.02項から第56.03項まで、第56.08項、第58.01項から第58.04項まで、第58.06項、第58.08項から第58.10項まで、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで、第60.01項から第60.06項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
6406.90.15	(1) 物品が2以上のコンポーネンツから構成される場合、第6406.90.15の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が2以上のコンポーネンツから構成されない場合、第6406.90.15の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.02項から第56.03項まで、第56.08項、第58.01項から第58.04項まで、第58.06項、第58.08項から第58.10項まで、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで、第60.01項から第60.06項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
6502	(1) 物品が2以上のコンポーネンツから構成される場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が2以上のコンポーネンツから構成されない場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	52.12 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 56.08 項、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.08 項から第 58.10 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
6504	(1) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成される場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成されない場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 56.08 項、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.08 項から第 58.10 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
6505.00	(1) フェルトの帽子で第 65.01 項の帽体又はプラトウから作られるもの（裏張りしてあるか又はトリミングしてあるかを問わない）について、物品が 2 以上のコンポーネンツから構成される場合、本号の物品への本号に属する物品又は他の号の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) フェルトの帽子で第 65.01 項の帽体又はプラトウから作られるもの（裏張りしてあるか又はトリミングしてあるかを問わない）について、物品が 2 以上のコンポーネンツから構成されない場合、本号の物品への他の号の物品からの変更。ただし、第 56.02 項の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
	(3) その他の物品について、物品が 2 以上のコンポーネンツから構成される場合、ヘアネットを除く本号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(4) その他の物品について、物品が 2 以上のコンポーネンツから構成されない場合、ヘアネットを除く本号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 56.09 項、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.08 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
6601.10- 6601.91	第 6601.10 号から第 6601.91 号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
7019.19.15	(1) 長繊維の物品の場合、第 7019.19.15 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。  (2) 短繊維の物品の場合、第 7019.19.15 の物品への他の号の物品からの変更。ただし、第 7019.19.30 から第 7019.19.90 まで、第 7019.31.00 から第 7019.39.50 まで、第 7019.90 号の物品からの変更を除き、かつ、紡績加工を経たものに限る。
7019.19.28	(1) 長繊維の物品の場合、第 7019.19.28 の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。  (2) 短繊維の物品の場合、第 7019.19.28 の物品への他の号の物品からの変更。ただし、第 7019.19.30 から第 7019.19.90 まで、第 7019.31.00 から第 7019.39.50 まで、第 7019.90 号の物品からの変更を除き、かつ、紡績加工を経たものに限る。
7019.40- 7019.59	第 7019.40 号から第 7019.59 号の物品への他の号の物品からの変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
8708.21	(1) 非繊維のコンポーネンツに取り付けられていないシートベルトについては、本号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。  (2) 非繊維のコンポーネンツに取り付けられたシートベルトについては、本号の組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
8804	(1) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成される場合、本項の組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。  (2) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成されない場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.03 項、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項まで、第 6307.90 号の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
9113.90.40	(1) 物品が2以上のコンポーネンツから構成される場合、第9113.90.40の組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
	(2) 物品が2以上のコンポーネンツから構成されない場合、第9113.90.40の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.03項、第58.01項から第58.02項まで、第58.06項、第58.09項、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで、第60.01項から第60.06項まで、第6307.90号の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
9404.90	本条の(e)(2)に規定される第9404.90号の物品を除き、第9404.90号に分類される物品の原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって成形された国、領域又は属領とする。
9503.00.0080	人間を模した人形の衣類及びその附属品、靴又は帽子については、組み立てられた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
9612.10.9010	第9612.10.9010の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.03項、第58.06項、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで、第60.02項から第60.06項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
9619	(1) 第96.19項のウォッディングへの他の項の物品からの変更。ただし、第51.05項、第52.03項、第55.01項から第55.07項まで、第56.01項の物品からの変更を除く。又は、
	(2) 物品が特定の形状に編み上げられておらず、2以上のコンポーネンツから構成される場合、本条の(e)(2)に規定される第6117.10号の物品を除き、第96.19項の組み立てられたメリヤス編み又はクロセ編みされた物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。又は、
	(3) 物品が特定の形状に編み上げられておらず、2以上のコンポーネンツから構成されない場合、本条の(e)(2)に規定される第6117.10号の物品を除き、第96.19項のメリヤス編み又はクロセ編みされた物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第58.06項、第58.09項から第58.11項まで、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>で、第 60.01 項から第 60.06 項まで、第 61.01 項から第 61.17 項まで、第 6307.90 号の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。又は、</p>
	<p>(4) 物品が特定の形状に編み上げられ、本条の(e)(2)に規定される第 6117.10 号の物品を除き、第 96.19 項のメリヤス編み又はクロセ編みされた物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 61.01 項から第 61.17 項までの物品からの変更を除き、かつ、特定の形状に編み上げられたコンポーネンツが一の国、領域又は属領において編み上げられた場合に限る。又は、</p>
	<p>(5) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成される場合、組み立てられた女子用のシングレット又はその他の下着、ブリーフ、パンティ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウン又は第 96.19 項の類似の物品への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。又は</p>
	<p>(6) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成されない場合、組み立てられた女子用のシングレット又はその他の下着、ブリーフ、パンティ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウン又は第 96.19 項の類似の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 62.01 項から第 62.08 項まで、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。又は、</p>
	<p>(7) 第 96.19 項に分類される綿製の乳児用おむつの原産国は、当該物品を構成する布が布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。又は、</p>
	<p>(8) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成される場合、第 96.19 項の合成繊維又は再生繊維製の組み立てられた乳児用衣類への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。又は、</p>
	<p>(9) 物品が 2 以上のコンポーネンツから構成されない場合、第 96.19 項の合成繊維又は再生繊維製の組み立てられた乳児用衣類への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.06 項まで、第 58.09 項から第 58.11 項まで、第 59.03 項、第 59.06 項から第 59.07 項まで、第 62.09 項、第 62.17 項、第 6307.90 号の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。又は、</p>

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>(10) 物品が2以上のコンポーネンツから構成される場合、組み立てられた女子用衣類で第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項、第59.07項の布から作られたもの若しくは第96.19項の物品、又は女子用若しくは男子用衣類（編み上げられたもの及び女子用のシングレット若しくはその他の下着、ブリーフ、パンティ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウン又は類似の物品を除く）への未組立てのコンポーネンツからの変更。ただし、当該変更が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。又は、</p>
	<p>(11) 物品が2以上のコンポーネンツから構成されない場合、組み立てられた女子用衣類で第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項、第59.07項の布から作られたもの若しくは第96.19項の物品、又は女子用若しくは男子用衣類（編み上げられたもの及び女子用のシングレット若しくはその他の下着、ブリーフ、パンティ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウン又は類似の物品を除く）への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.02項から第56.03項まで、第58.01項から第58.06項まで、第58.09項から第58.11項まで、第59.03項、第59.06項から第59.07項まで、第60.01項から第60.06項まで、第62.10項から第62.12項まで、第62.17項、第6307.90号の物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。又は、</p>
	<p>(12) 第96.19項のその他の製品の原産国は、当該物品の製織されたコンポーネンツが布の生産工程によって作られた国、領域又は属領とする。</p>

## 別添 2

以下に、筆者による繊維製品に係る EU 非特惠原産地規則の品目別規則の仮訳を掲載します。

≪委員会委任規則(EU) 2015/2446 の附属書 22-01≫

説明注釈及び非特惠原産資格を付与する実質的な加工及び作業の表

説明注釈

1. 定義

1.4. 完全に製品にすること

本表で使用される「完全に製品にすること」とは、布の切断又は特定の形状へのメリヤス編み若しくはクロセ編みに続くすべての作業が行われることをいう。しかしながら、製品にすることは仕上げ作業の一又は二以上が行われなかったことで不完全であるとされることはない。

第 11 部： 繊維及び繊維製品

第 61 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
6101	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.03 項のものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6101 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6101 (b)	- その他	糸からの製造
6102	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.04 項のものを除く。）	スプリット項に記載

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
ex 6102 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6102 (b)	- その他	糸からの製造
6103	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） （メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6103 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6103 (b)	- その他	糸からの製造
6104	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6104 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6104 (b)	- その他	糸からの製造
6105	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6105 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6105 (b)	- その他	糸からの製造
6106	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6106 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6106 (b)	- その他	糸からの製造
6107	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載



HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
ex 6107 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6107 (b)	- その他	糸からの製造
6108	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6108 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6108 (b)	- その他	糸からの製造
6109	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6109 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6109 (b)	- その他	糸からの製造
6110	ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6110 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6110 (b)	- その他	糸からの製造
6111	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6111 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6111 (b)	- その他	糸からの製造
6112	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
ex 6112 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6112 (b)	- その他	糸からの製造
6113	衣類（第 59.03 項、第 59.06 項又は第 59.07 項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6113 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6113 (b)	- その他	糸からの製造
6114	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6114 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6114 (b)	- その他	糸からの製造
6115	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゅう）症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6115 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6115 (b)	- その他	糸からの製造
6116	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6116 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6116 (b)	- その他	糸からの製造
6117	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
ex 6117 (a)	- 特定の形状に裁断されるか直接に編み上げられた二以上の編まれた布を縫い合わせ又は組み立てることによって得られたもの	完全に製品にすること
ex 6117 (b)	- その他	糸からの製造

第 62 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
6201	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第 62.03 項のものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6201 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6201 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6202	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第 62.04 項のものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6202 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6202 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6203	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	スプリット項に記載
ex 6203 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6203 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
6204	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	スプリット項に記載
ex 6204 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6204 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6205	男子用のシャツ	スプリット項に記載
ex 6205 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6205 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6206	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	スプリット項に記載
ex 6206 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6206 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6207	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、スポ ン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレ ッシングガウンその他これらに類する製品	スプリット項に記載
ex 6207 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6207 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6208	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ベ ティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに 類する製品	スプリット項に記載
ex 6208 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6208 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6209	乳児用の衣類及び衣類附属品	スプリット項に記載
ex 6209 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6209 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
6210	衣類（第 56.02 項、第 56.03 項、第 59.03 項、第 59.06 項又は第 59.07 項の織物類から製品にしたものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6210 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6210 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6211	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	スプリット項に記載
ex 6211 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6211 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6212	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	スプリット項に記載
ex 6212 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6212 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6213	ハンカチ	スプリット項に記載
ex 6213 (a)	- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍前の布の価額が製品の工場渡し価額の 40% を超えないこと。
ex 6213 (b)	- その他のもの	糸からの製造
6214	ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベールその他これらに類する製品	スプリット項に記載
ex 6214 (a)	- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
		産に使用された刺繍前の布の価額が製品の工場渡し価額の40%を超えないこと。
ex 6214 (b)	- その他のもの	糸からの製造
6215	ネクタイ	スプリット項に記載
ex 6215 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6215 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6216	手袋、ミトン及びミット	スプリット項に記載
ex 6216 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6216 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造
6217	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6217 (a)	- 仕上げられ又は完成されたもの	完全に製品にすること
ex 6217 (b)	- 仕上げられておらず又は未完成のもの	糸からの製造

第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品 名	プライマリー・ルール
6301	毛布及びひざ掛け	スプリット項に記載
	- フェルト又は不織布のもの	
ex 6301 (a)	-- 染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造

ex 6301 (b)	-- 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層
	- その他	
	-- 編まれたもの	
ex 6301 (c)	--- 刺繍されていないもの	完全に製品にすること
ex 6301 (d)	--- 刺繍されたもの	完全に製品にすること又は刺繍されていない編まれた布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が製品の工場渡し価額の40%を超えないこと。
	-- 編まれていないもの	
ex 6301 (e)	--- 刺繍されていないもの	糸からの製造
ex 6301 (f)	--- 刺繍されたもの	糸からの製造又は刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された布の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
6302	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン	スプリット項に記載
	- フェルト又は不織布のもの	
ex 6302 (a)	-- 染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造
ex 6302 (b)	-- 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層

	- その他	
	-- 編まれたもの	
ex 6302 (c)	--- 刺繍されていないもの	完全に製品にすること
ex 6302 (d)	--- 刺繍されたもの	完全に製品にすること 又は 刺繍されていない編まれた布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が製品の工場渡し価額の40%を超えないこと。
	-- 編まれていないもの	
ex 6302 (e)	--- 刺繍されていないもの	糸からの製造
ex 6302 (f)	--- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された布の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
6303	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	スプリット項に記載
	- フェルト又は不織布のもの	
ex 6303 (a)	-- 染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造
ex 6303 (b)	-- 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層
	- その他	
	-- 編まれたもの	



ex 6303 (c)	--- 刺繍されていないもの	完全に製品にすること
ex 6303 (d)	--- 刺繍されたもの	完全に製品にすること 又は 刺繍されていない編まれた布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が製品の工場渡し価額の40%を超えないこと。
	-- 編まれていないもの	
ex 6303 (e)	--- 刺繍されていないもの	糸からの製造
ex 6303 (f)	--- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された布の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
6304	その他の室内用品（第94.04項のものを除く。）	スプリット項に記載
	- フェルト又は不織布のもの	
ex 6304 (a)	-- 染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造
ex 6304 (b)	-- 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層
	- その他	
	-- 編まれたもの	
ex 6304 (c)	--- 刺繍されていないもの	完全に製品にすること
ex 6304 (d)	--- 刺繍されたもの	完全に製品にすること 又は

		刺繍されていない編まれた布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が製品の工場渡し価額の40%を超えないこと。
	-- 編まれていないもの	
ex 6304 (e)	--- 刺繍されていないもの	糸からの製造
ex 6304 (f)	--- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された布の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
6305	包装に使用する種類の袋	スプリット項に記載
	- フェルト又は不織布のもの	
ex 6305 (a)	-- 染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造
ex 6305 (b)	-- 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層
	- その他	
	-- 編まれたもの	
ex 6305 (c)	--- 刺繍されていないもの	完全に製品にすること
ex 6305 (d)	--- 刺繍されたもの	完全に製品にすること 又は 刺繍されていない編まれた布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が製品

		の工場渡し価額の 40% を超えないこと。
	-- 編まれていないもの	
ex 6305 (e)	--- 刺繍されていないもの	糸からの製造
ex 6305 (f)	--- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された布の価額が製品の価額の 40% を超えないこと。
6306	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	スプリット項に記載
	- フェルト又は不織布のターポリン及びキャンプ用品	
ex 6306 (a)	-- 染み込ませ、塗布、被覆又は積層がされていないもの	繊維からの製造
ex 6306 (b)	-- 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	漂白前のフェルト又は不織布への染み込ませ、塗布、被覆又は積層
	- その他のターポリン及びキャンプ用品	
	-- 編まれたもの	
ex 6306 (c)	--- 刺繍されていないもの	完全に製品にすること
ex 6306 (d)	--- 刺繍されたもの	完全に製品にすること 又は 刺繍されていない編まれた布からの製造。ただし、生産に使用された刺繍されていない編まれた布の価額が製品の工場渡し価額の 40% を超えないこと。
	-- 編まれていないもの	

ex 6306 (e)	--- 刺繍されていないもの	糸からの製造
ex 6306 (f)	--- 刺繍されたもの	糸からの製造 又は 刺繍されていない布からの製造。ただし、生産に使用された布の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
ex 6306 (g)	日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）	CTH
6307	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	スプリット項に記載
6307 10	- 床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	糸からの製造
6307 20	- 救命胴衣及び救命帯	生産に使用された材料の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
6307 90	- その他	生産に使用された材料の価額が製品の価額の40%を超えないこと。
6308	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	セットに組み込まれるすべての非原産の物品の総額が当該セットの工場渡し価額の25%を超えないようなセットへの組み込み
6309	中古の衣類その他の物品	輸送用のための収集又は梱包
6310	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	CTH

#### 記事 4 . 国連 CEFACT からのお知らせ

6 November 2020:

The Core Component Library (CCL) D20B and XML Schema D20B have been validated by the Validation Focal Point and published in the UN/CEFACT website.

4 November 2020:

UN/CEFACT is happy to announce a 60-day public reviews until 3 January 2021 of the BRS High Level Process and Data Model and BRS Transparency and Traceability Process and CCBDA Data Model, developed under the project “Enhancing Transparency and Traceability for Sustainable Value Chains in Garment and Footwear”. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

2 November 2020:

UN/CEFACT is happy to announce a 60-day public review until 2 January 2021 concerning the Pandemic Crisis Trade-Related Response Project. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

\*\*\*\*\*

## 編集後記

\*\*\*\*\*

- 今月号から、広報誌のレイアウト編集を協会部内で行うことにしました。発行直前ギリギリまで最新情報を盛り込むよう頑張ります。
- とは言え、今月号は準備の都合により発行が遅れてしまいました。申し訳ありませんでした。
- 表紙デザインや紙面割付も変更しました。読みやすさはいかがでしょう。
- 広報誌読者の皆様のご意見をお待ちしております。取り上げるべきテーマなどリクエストもお待ちしております。

JASTPRO 第46巻 第6号 通巻第499号

・ 禁無断転載

2020年11月30日発行20-07

発行所 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

東京都中央区八丁堀2丁目29番11号

キューアス八丁堀第二ビル4階

電 話 03-3555-6031 (代)

ファクシミリ 03-3555-6032

編集人 秋田潤



UN/CEFACT  
Japan

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は、国連CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）に日本事務局として登録されています。

Japan  
Association for  
Simplification of International  
Trade  
PROCedures